障がい者の雇用状況調査票

障が	雇用お	犬況	雇用の有無 (該当者がいる 場合のみ○印)	人	数
1	重度身体障がい者		<i>m</i> 1 (2 () () ()		人
2	重度身体障がい者以外の身体障がい者				人
3	重度身体障がい者 (短時間)				人
4	重度身体障がい者以外の身体障がい者 (短時間)				人
(5)	重度身体障がい者 (特定短時間)				人
A	身体障がい者数 小計 ①×2+②+③+ (④+⑤) ×0.5				人
6	重度知的障がい者				人
7	重度知的障がい者以外の知的障がい者				人
8	重度知的障がい者 (短時間)				人
9	重度知的障がい者以外の知的障がい者 (短時間)				人
10	重度知的障がい者 (特定短時間)				人
В	知的障がい者数 小計 ⑥×2+⑦+⑧+ (⑨+⑩) ×0.5				人
11)	精神障がい者				人
12	精神障がい者(短時間)				人
13	精神障がい者(特定短時間)				人
С	精神障がい者数 小計 ⑪+⑫+⑬×0.5				人
雇用障がい者数 合計 A+B+C				人	
従弟	美員数(常時雇用する労働者の総数)				人

- (注) 1 人数については、申請日の直前の月末現在で記入すること。また、障がい者を雇用していない場合は、0人と記載すること。
 - 2 上記調査票に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
 - (1) 「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号「身体障害者障害程度等級表」の障害等級が1級から6級までに掲げる障がいを有する者及び7級に掲げる障がいを2以上重複して有する者をいう。
 - (2) 「重度身体障がい者」とは、(1)の障害者等級のうち1級又は2級に掲げる障がいを有する者及び3級に掲げる障がいを2以上重複して有する者をいう。
 - (3) 「知的障がい者」とは、児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者職業センターにより知的障がい者と判定された者をいう。
 - (4) 「重度知的障がい者」とは、(3)で判定された者のうち知的障がいの程度が重い と判定された者をいう。
 - (5) 「精神障がい者」とは、精神障害者福祉手帳を所持する者をいう。
 - (6) 「短時間」とは短時間労働者をさし、短時間労働者とは1週間の所定労働時間が 、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く 、かつ20時間以上30時間未満である常時雇用する労働者をいう。
 - (7) 「特定短時間」とは、特定短時間労働者をさし、短時間労働者のうち、1週間の 所定労働時間が10時間以上20時間未満である労働者をいう。
 - (8) 「常時雇用する労働者の総数」とは、正規の従業員(家族従業員で給与の支給を受けている者を含む。)の人数をいう。なお、代表者、派遣職員、パート、アルバイト、季節労働者等は除くものとする。